

京都市告示第174号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年6月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨経56号線	右京区嵯峨広沢西裏町20番地地先から 同町28番地の8地先まで	旧	メートル 27.10	メートル 0.90
		新	27.10	2.55 ~ 3.30
松尾山田経29号線	西京区山田猫塚町10番地の6地先から 同町12番地の13地先まで	旧	41.10	4.85 ~ 5.35
		新	41.10	4.99 ~ 6.02
久我経4号線	伏見区久我石原町3番地の483地先から 同町3番地の482地先まで	旧	58.50	1.80 ~ 5.78
		新	58.50	5.70 ~ 8.40
深草経144号線	伏見区深草僧坊町55番地の2地先から 同区深草田谷町79番地地先まで	旧	66.90	5.60 ~ 5.95
		新	66.90	6.00 ~ 8.50

(建設局土木管理部道路明示課)